

規 律 委 員 会 規 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第45条第3項に基づき、規律委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構 成)

第 2 条 委員会は、理事、会員代表者及び会員外の者のうちから選任する委員をもって構成する。

2 委員の数は、7人以上13人以内とする。ただし、会員外の者から選任する委員（以下「会員外委員」という。）は、総数の過半数を占めなければならない。

(委 員)

第 3 条 委員は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 委員は、辞任又はその任期が満了した際においても、その後任の委員が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

5 委員の報酬は、理事会の議決により定める。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長1人、副委員長2人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちからそれぞれ理事会の同意を得て、会長がこれを選任する。ただし、委員長及び副委員長1人は、会員外委員でなければならない。

3 委員長は、会議の議長となり、委員会の審議結果に基づき、制裁の執行又は制裁に係る審議を行うよう会長に要請する。

4 副委員長は、委員長を補佐して、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(委員会の招集)

第 5 条 委員会は、委員長が随時招集する。

(議決方法等)

第 6 条 委員会は、委員総数の過半数の出席があり、かつ、会員外委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 委員は、各1個の議決権を有する。ただし、特別な利害関係を有する場合には、その審議及び議決に参加することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の議決権の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

(会長の出席)

第 7 条 会長は、委員会に随時出席し、意見を述べることができる。

(議事に関係のある者等の出席)

第8条 委員長は、必要と認めるときは、その議事に関係のある者又は参考人の出席を求め、事情を聴取することができる。

(議事録)

第9条 委員会の議事については、その経過の概要及び結果を記録した議事録を作成する。

(細則の制定)

第10条 委員会は、議事手続きその他会議の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるもののほか、別に必要な事項を定めることができる。

附 則

この規則は、平成3年5月8日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成6年6月22日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第3条に規定する委員定数(理事及び会員代表者のうちから選任する委員6人、その他の委員3人)を改正。

2 平成7年度に選任される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず1年とする。

附 則

1 この改正は、定款変更の施行の日(平成11年4月1日)から施行する。

2 この規則の改正後の当初の委員である者の任期については、第3条第2項の規定にかかわらず、別途理事会で定めるところによる。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

(1) 第1条、第2条第1項、第3条第5項、第4条第1項から第3項、第5条及び第6条第1項から第3項を改正。

(2) 旧第3条第1項を改正し、第2条第2項に繰り上げる。

(3) 旧第3条第2項、第3項を改正し、第3条第1項、第2項に繰り上げる。

(4) 旧第8条から旧第11条を改正し、それぞれ第7条から第10条に繰り上げる。

(5) 第3条第3項を新設。

(6) 旧第7条及び第10条第2項を削る。

附 則

この改正は、平成11年5月26日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

平成11年4月1日施行の附則第2項を新設。

附 則

この改正は、平成20年11月26日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第2条第2項を改正。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第1条を改正。

規律委員会規則に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、規律委員会規則（以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、規則の施行に関し必要な事項を定める。

(書面等による委員会)

第2条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより委員会の議事及び議決に代えることができる。この場合において、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

2 規則第6条の規定は、前項の場合について準用する。

(書面等による委員会の議事録)

第3条 規則第9条の規定は、前条による委員会に関する議事録について準用する。ただし、当該委員会の付議議案について書面をもって確認を得た場合には、当該書面をもってこれに代えることができる。

(特別利害関係事案)

第4条 規則第6条第2項に規定する特別な利害関係を有する場合とは、次のとおりとする。

- (1) 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者、又は委員の四親等内の血族若しくは三親等内の姻族若しくは同居の親族が、事案の会員又はその会員と商品先物取引仲介業に関する業務委託契約を締結している商品先物取引仲介業者の役員、代理人、顧問若しくは使用人であり、又はあったとき。
- (2) 委員又は委員の所属する法人が、事案の会員又はその会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の間に、議決権数や役員の構成等に照らして支配関係があると認められるとき。
- (3) その他委員長が特別な利害関係を有すると認めるとき。

附 則

この細則は、改正規則の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第2号を改正。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第2号を改正。

附 則

この改正は、平成24年9月26日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第1条、第4条第1号及び第2号を改正。